



Title	文學博士西村時彦先生講演速記：教育勅語下賜三十年記念
Author(s)	西村，時彦
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90224
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

教育勅語下賜三十年記念

文學博士西村時彥先生講演速記

大正九年十月卅日ハ政教分離ノ聖代ニ唯一ノ御教タル教育ニ關スル勅語ヲ下賜サレシ滿三十年デ朝野ニ記念講演會ノ開催サレマスルハ寔ニ時ニ順應セル事デ有リマスノデ有隣會、高津、日本橋両小學校、高津軍人分會ノ公私ノ團體ガ聯合致シマシテ十月廿七日午後七時高津校ニ於テ該記念講演會ヲ開催致シマシテ講師ハ有隣會顧問永田仁助氏ノ御推薦デ京大講師、懷德堂理事文學博士西村時彦先生ノ御講演ヲ謹聽仕マシタガサスガ權威アル同講師ノ御講演ハ我等ガ御教ヲ遵奉シ會得シ易キ御講話デ有リマシタノデ吉田

氏ノ速記ヲ茲ニ上梓シ有志諸君ト俱ニ永ク座右ニ備
ヘ日新御教ヲ實踐スル倚リトモ致サントノ有隣會役
員會ノ決議ニ據リ印刷シ同志ニ頒布スル事トナリマ
シタ

大正九年十一月

有隣會長 太田 勘兵衛

教育勅語衍義

文學博士 西村時彦君謹述

今月の三十日が、教育勅語御發布の記念日に相當致します所から、此の御會合をお催しになりまして、教育上最も御大切な此の勅語の意味に就て、私に講演を致す様にと云ふ御依頼を受けました事は、淺學寡聞の私、誠に面目に存じます、中々以て勅語の御趣意を十分にお話申上げると云ふ事は、私如きには叶はぬ事と存じますが、應分に考へついて居ります事をお話申上げる積りでございます。

此の教育勅語が發布されてから、其の解釋を致しました書物は澤山にございます、私が知つて居ります丈でも、殆ど二十部許りあるかと思ひますが、悉く目を通して見た事はございませぬ、私の教を受けました重野成齋先生にも、教育勅諭衍義と云ふ書物が出来て居ります、是は御發布になりました後、東京帝國大學に於きまして、其の大意を重野先生が講演せられました、東京文科大學教授で居られる時でございます、其

の後其の講演を筆記して、書物になつたのでございます、デ私が勅語を讀みますには、即ち我が師の教に基いて讀んで居るのでございます、此處にお話を致しますのも、大要今の重野先生の教育勅諭衍義に基くのでございます、其の間に私の卑見が交ります、其のお積りでお聽きを願ひたい。

朕惟フニ——朕と仰せられますは、是は天子様に限られましたお言葉で、我と仰せられるお言葉でございます、デ明治天皇御自身にお考へ遊ばすに就て、「吾が皇祖皇宗」——皇祖と申上げるは、創業の天子を申上げる稱號でございます、又皇宗は歴代の天子の中で、功德の盛んであらせられた方を指し奉つた言葉であります、皇祖と申上げれば、天照大御神を初め奉りまして、其のお子様の天忍穗耳尊、又日向國に在らせられた御三代、彥火瓊瓊杵尊、彥火々出見尊、鷦鷯草薺不合尊は皇祖の中に在らせられる、神武天皇に至りましては、即ち肇御國と申上ぐる位で、建國の天子でございますから、勿論皇祖で居らせられます、皇宗と申上ぐるは、功德の御盛んな天子を申上ぐるの

で、御歴代の中に特別に國民が御恩を記憶すべき御方が多いのでございます、さりながら此處に仰せられました皇祖皇宗は何誰様々々と申上ぐるのではなく、總ての皇室の御先祖を總稱あそばされたものと見て、我々は差支ないと考へます、「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」―是は遠き神代の昔より、又神武天皇が海内を統一あそばして橿原に都をお建てになりました以後、幾萬世の末までも誠に久しい事でございます、天照大御神の神勅を以て、其のお孫様が即ち天孫彥火瓊杵尊が豐葦原の瑞穗國に御降臨遊ばし、其の彥火瓊々杵尊の御曾孫に當りまする神武天皇が、日本國を御建設になりました、それを指して「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられたのであります、宏は大也と云ふ事で、即ち海内統一の御基業が宏大で、萬世一系天壤無窮の御代を打立てられたのは幾久しく遠い事であると申す意味でござります、「德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」―神武天皇御一統の後に、御歴代の天皇様が國民を大御寶と仰せられて、總ての人民を寶として厚く御惠をかけさせられ、又仁德天皇の如き、民の富は朕が富である、即ち總ての國

民の富み榮ゐて行くのは、自分の富と同じ事、自分の宮居は破れて居つても、國民が富んで居れば、自分の富であると云ふ程に民をお可愛がらせられた、即ち斯様な例は御歷代に續いて見えます、それが徳を樹つると申す事で、其の御恵は海より深く大地より厚いから深厚である、斯様に皇室の御先祖様の遊ばされた事をば、歴史に依りて事實の儘に簡潔に仰せられたのでございます。

さて皇室では此の如くあらせらるゝが「我が臣民」——即ち我と申す言葉が、天皇を指して我が君と申し奉るのも、天皇から我が臣民と仰せらるゝのも、此處に誠に親みの厚い事が見えます、自分の臣民はと仰せられた事で、臣民と申す臣の字は、仕官を致して居る人を指すのが普通でございます、民と云ふ字は、一般の人民を申すのが普通の解釋でございます、さりながら日本に於きましては、皆神の御末、又皇室からお分れになつた方々から、又も分れ／＼した總ての國民で、此處に左様な差別をする事は入らぬと考へます、且此の臣の字は、支那に於ても一般の人にも用ゐた例はありま

す、デ臣民と仰せられたのは、官民男女悉くを指して、臣民と仰せられたのでございます、吾が臣民は、「克ク忠ニ克ク孝ニ」——忠と申しますのは、論語にも事ヘテ君ニ而忠とございまして、君に事へるには、まめやかに精一杯を盡すが忠、「克ク孝ニ」——親に事へるには孝、爲^{ニツテ}人^ノ子^ト止^ミル於^ニ孝^ニと大學にございます、能く親を大切に致す臣民である、而して「億兆心ヲ一ニシテ」——多くのものが、多くの國民が、各々自分の勝手な事をする様では、國は強くなりませぬが、皆心を一つにして、十人が十人の心でなく、千萬人が唯一人の様な心になつて、而して忠孝の道を勵んで、段々其の美はしい事をなして來て居る、「世世厥ノ美ヲ濟セルハ」——斯様に君は徳を樹てられる事である、臣民は代々忠孝を盡して居る、これが日本の國體である、「此レ我が國體ノ精華ニシテ」——國體は國の形、姿であります、君とそれから臣民との結合が國體、君の徳と臣民の忠孝とが其の國體から出た光である、精華は光と見て宜しいと考へます、「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」——これが國の形の光であるが、教育の源も、教育を施

す所の源も、これから出て來るのである、此の君徳と忠孝とに在るのである、「此ニ」と申すは君の仁徳と臣民の忠孝とを指すので、之を源にして教育の方針が立つのである、世々其の美を濟せりと仰せられた此の「世々」と云ふ事を吾々は能く氣をつけて考へなければならぬ事と考へます、以上は即ち吾々が祖先の事をお指しになりましたので、祖先と云ふものを貴ぶと云ふ眞心があればこそ忠孝の實が出るのであります、デ「教育ノ淵源」——教育と申しますれば、智識を磨く教育も、道徳を心に修める教育もある、智育、徳育即ち總ての業を覺^ねる、總ての技術^そを覺^ねるのも教育でありますが、それも忠孝に淵源して、忠孝の心から修めてかゝつてこゝ、總ての技術にも光が出て來る、物質的文明と申すのも、管に品物許りでなく、それには精神が伴ふて居つて、始めて世の役に立ち光輝を放つのでございます、「教育ノ淵源」と云ふ所は餘程考ふべき所であります。

以上は歴史によつて、國の姿、教育の源を仰せられましたが、是より以下は教育の源を

本として、總て學問習業、道德を實行せねばならぬと云ふ事を仰せらるゝのであります。

「爾臣民」——お前達は、「父母ニ孝ニ」——先づ父母に孝行でなければならぬ、親と子は誰しも持て居る、孝行と云ふのは分り切つた事である、斯う一寸考へまするが、それならば孔子の門人、孔子と云ふは聖人でありますから、孔子の門人に孝^行の道が分らぬ人はなさうなものであります、所が論語の中には、孟懿子、孟武伯、子游、子夏など云ふ歷々とした人達が、孔夫子に向つて孝行の道を尋ねて居られます、孝と一口に申しては容易い様でありますが、其の心得其の仕方は難かしいので、矢張それを教育して來ないと間違ひがある、心には親に孝を竭す積りでも、其の仕方が悪いと、不孝に陥る事は世に往々ある所であります、親を養ふ爲に悪い事を致すと云ふ話もよくあるもので、其處では眼の前に耳にタコが出来て居る程聞いて居つても、能く吟味をすべき事であります、「兄弟ニ友ニ」——兄弟に友と云ふ友の字は、睦じくと云ふ

事であります、孔子の弟子に司馬牛と云ふ人があります、此の人が人皆有兄弟、我獨亡と嘆いた言葉が論語に出て居る、皆さんは兄弟を有つて居られるが、私だけは兄弟がないと申した、兄弟のない人の心細さは、大勢の兄弟のある人には解らぬものである、兄弟が互に相助け合ふて、而して此の世に立つて行くには、兄弟は我が左右の手であるので、是は能く睦じくして行かねばならぬ事である、然るに兄弟は他人の始まりとか申して、何か利益の問題になると争ひをする、是は學問をしない教育を受けない結果である、其處で兄弟は睦じくせよと云ふ勸語である、「夫婦相和シ」――夫と妻と和いで行かなければならぬ、此の和と云ふ字が大切である、これまでは男許りが威張る傾向がある、而して女房には絶對の服従を強めて居つた傾向がある、腹の中は不服でも夫に服従して行くと云ふのでは、何處か綻びが出て來て、一家の中に浪風が生ずる、それで和でなければならぬ、和となると云ふと、是は互讓と申して、夫も言分を立てる許りではないけない、妻の言ふ事を道理と思はなければならぬ、妻もガミ／＼

言ふだけではいかぬ、夫に従ふ所がある、互に情愛から出た和合で行かねばならぬ、夫婦は一體である、或は東洋に於ては男尊女卑と申しますけれども、是は昔より夫婦は一體と云ふ語が、經書の中にも書いてある、尊卑の隔てはないのであります、今日まで女が服従を強ゐられて、女は無理ながら夫に従ふて居つたと云ふのも、男も悪ければ女も悪い、女も無教育であつたからであるが、此の大御世になつてから非常に女の教育が進んで來たのは結構である、和が大切である、近代は女權擴張と云ふ事で、參政權を得たい、議會に出たいと云ふ様な論も出て參りました、私は其の以前に、女たるものは一家の參政權を得るが先づ大切であると思ふ、國家の參政權を得て議員になると云ふ權利も宜しいが、先づ家の中の參政權から得るが宜しい、成程教育の高い女は高い權利を要求する人もありませうが、日本の現狀に於ては、女は一家の中で一家の相談には與からぬと云ふ餘習もまだある、それが爲に夫が何をして居るか知らないで唯目前の榮耀に其の日を送つて居る、夫が一旦間違ひを生じた時に、狼狽アバテる女を澤山

見る、是は夫も悪いが、女の心掛も悪いからである、即ち和と云ふものの中には、禮と云ふものが必要で、禮がなければ我が儘が出て来る、茲に常に私が申す言葉を引いて置きますが、大和の郡山の家老であつた所の柳澤洪園——柳里恭と云ふ人の書かれました雲萍雜誌と申す書物の中に、人情は禮義を以て繋ぎ、心安立は愛想つかしの基、と云ふ意味の言葉があります、即ち禮義を以て繋ぐ所に和が出て来る、和と云つても心易立てゝ行くのではないと云ふ事を知らねばならぬ、「朋友相信ジ」——朋の字は群がると云ふ意味で、大勢が寄り集まる、今日の如く大勢寄つて群をなす所に、朋の意味が自ら生ずる、友の字は、手を曳合つて行く事で、斯う云ふ(又又)風に、手と手と曳合ふた形が友の字である、友達は互に手を曳合つて行く筈のものであるから、さう云ふ意味を有つて居る、兎角人は相互に嘘をつき合ふ、其の結果仲が悪くなる、手を曳合つて世の中に立つ友達は一生涯の交際、其の人によつて自身は餘程の助けを得るから、他人ながらも親子兄弟夫婦と云ふものと同じく、五倫の一になつて數へられて

あるので、それ程の仲であれば即ち信ベコト一嘘をつく欺くと云ふ事をしないと云ふ事で始めて朋友の交が出来る、デあるから信、互に信の事を以て交際ふ様にする、デ前に申した司馬牛が、自分は兄弟がない、世間の人は兄弟があるが、私だけに兄弟がないと嘆きました時に、其の友達の子夏と云ふ孔子の門人が慰めて申すに、君子は一立派な人は、物を大切にして、信を失はぬ様にして、人と交際ふに恭しく禮を守る、斯うして行けば交際が出来る、禮を以て交際つて行けば、四海の内皆兄弟である、何うして兄弟がないと云ふ事を歎くに及ばうぞ、兄弟がないと云ふ事を歎くに及ばぬと云ふ事を言ふて居られる、友達も兄弟の如く見るのでありますが、是は四海の内許りでない、四海の外一今日になりますと、日本の地位は、世界的に世界の人と交を結ばなければならぬ、此方からも行けば向ふからも来る、朋友の信を及ぼして世界の人と交はれば、文明國民たるに背かぬ、此の一箇條は嘗に我々が僅かな範圍の友達のみでなく、其の友達に交際ふ道を推擴むれば、世界の人に交際ふ事が出来ると云ふ事になる、即ち國家の外交も

此の通り、是は友邦と申して、友の邦と書いてある、條約を結んである國は友邦で、同じく信を以て交はる、個人より國家に至るまで同じ事であります、「恭儉己ヲ持シ」——恭はうや／＼しいと云ふ事であるが、是は多く容貌で申す字であります、様子恰好が誠に恭しい、如何にもへり下つて謹んでつゝましやかである、何故かと云ふと、心に物を大切にすると云ふ所がある、心が恭しいから顔に顯はれて、恭しい態度になる、さう云ふ風につゝましやかにならなければならぬ、高慢な傲り高ぶる様な事は宜くない、儉と云ふ事はシマツと云ふ事で、多く俗語で申すシマツをする事、即ち奢りや華美の反對である、華美に流れず物を節約して、シマツをせねばならぬ、それは引締めるのであります、己の行から引締めてかゝらなければならぬ、總ての入費イリキの必ずしも金錢の上のみでない、恭儉と云ふのは、身を脩めて家を治める上に大事である、己ノ持スル——己の身を脩めて行くのに、持と云ふ字は持堪もちわるで、一日二日の恭儉ではいかぬ、一生涯動エノケかぬ様にして持て居る、尙儉約と客裔と間違ひ易い、之を餘程氣

をつけないといけない、公共事業には一向力を盡さない、親類も能く見て遣らない、而して己は儉約をして居ると云ふのは大間違ひである、それは吝嗇と申すもので、儉約をするのは、親類にもよくし、友達にも交際つて相應の事をする、公共事業にも盡力するのが儉約で、世間は往々間違ひて居る、吝と云ふのは人に義理を缺きながら、己だけが金をためるのは吝嗇である、儉と吝とは昔から差別を喧しく言ふ所で、是は能く差別をして心得なければならぬ、「博愛衆ニ及ボシ」——我が一家の内のものは、互に可愛がり合ひ、世間の人には知らぬ顔をして居るのでは博愛でない、廣く世間の人にも愛情を及ぼす、及ぼすと云ふ事は何う云ふ事か、電車の中で年寄がヨボ／＼して居るのを見ると親のある人は、自分の家の老人と同じ年頃の人だと思つて、自身は立つて、サアお掛けなさい、と席を譲る様にする、家のお婆さんを可愛がる情を、他の人に及ぼして行くのである、年頃の子を見ると云ふと、我が子の年頃から聯想して、自然愛を及ぼすと云ふ様な具合で、骨肉の愛情を廣く擴張して行くのであります、擴

張する所の果は限りがない、今日になりますと、世界の人類總てが相愛せなければいけない、我が日本國の大和民族の兄弟仲が相愛する許りでなく、世界人類が相可愛がる所にならなければならぬ、それが同情と云ふ事になる、同情と申しますと、即ち我が身をつめつて人の痛さを知れと同じで、己を知つて見ず知らずの外國の人ながらも我が愛情を擴張し及ぼして行く、此方は食物が潤澤であるに隣國はない、それは可哀想であると云ふので、食物を送つて遣る、それによつて隣國を救ふと云ふ事になる、此の博愛衆に及ぼすと云ふ事は、今日の日本の世界的地位から最も大切な事であります、「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」――學問を修め業を習ふ、業を習ふと云ふのは、學校で言ふと學術を習ふ事、或は徒弟或は丁稚奉公をして、而して一の大工業を習ふ商業を見習ふ事も同じである、「以テ智能ヲ啓發シ」――智慧と申すは、それは自然に我が身に生れながら持て來て居るのを學問教育に依て啓き發して、働く様にする、それは學問教育の力で出来る、大抵の事は人間●の力で出来る様に持ちて生れて居るが、教育を受く

れば、則ち其の智能を啓き發する事が出來て行く、學問教育を又受けなければ貴い人間も無智無能になるのであります、「徳器ヲ成就シ」——徳と申しますのは、善い事を我が身に會得をする、心から善くして我が身にチャンと徳を持つ、器と云ふ字は、一つの形が出來上ること、物の形と同じく、徳が身に備はり、一つの人間の形が徳によつて出來上るのであります、大學に富ハ潤^{ホシ}屋^チ徳ハ潤^{ホス}身^ヲと云ふ事がある、富は金錢が出來る事、金錢が出來ると家の普請をする、屋を潤ほすで汚れた家が光つて來る、徳は身を潤ほす、我が身に善い持前の出來た人は、顔も柔和になつて來る、身に潤ひがついて來るのである、徳が成就する事になると、出來上つて來る形がユツタリと有徳の人と見ゆるやうになつて來る、而して其人の用ゐる所が大きくなつて來る、デ上の句は智育を仰せられ、下の句は徳育を仰せられる、斯様に學問修業によりて、智識才能を養ひ、又道徳上の器度が出來る、斯うなつた以上は、今度は我が身だけで置くのではない、「進ンデ公益ヲ廣メ」なければならぬ、公益は社會の利益になる、公共の

利益になる事を廣め、大きくして一般に利益を及ぼす事にする、「世務ヲ開キ」……其の時々其の世の時代に於て、斯うするのが急務であると云ふ一つの務がある、それを開いて行く、此の公益世務と云ふのは、一つの工業を興しても、それが單に一己の私益とならずして公益となる場合もある、慈善事業の如きことのみを仰せられたのでないと^行へます、デ人格の大きいとか小さいとか云ふのは、其の出來上つた自分の學問道德が、公益と世間の務とに及ぶ事の廣さと狭さで判るのであります、是は多くは智の事に屬して居る、それから德器を成就する上から申しますと、「常ニ國憲ヲ重ンジ國法ニ遵ヒ」——これが國民的道徳の教でございます、國憲は即ち明治二十二年の紀元節に御發布になりました帝國憲法、國法は總ての現行法律でございます、これに能く服従して守つて行く様にしなければ、國民道徳が出來たとは申されぬ、デ能く德器を成就した上は、國憲を重んじ國法に従はねばならぬ、自由と云ふ事は、勿論大切な事であります、皆自由を^私とする、が自由と申しまして、人の自由を妨げざる範圍の自由

であつて、無制限の自由は、人間の生存する中で容れられない、必ず一の制限がある、動もすれば國家の法律を無視して、而して騒動を起し或は暴論を吐く、これで自由だと心得るものは大間違ひである、國憲國法の範圍に於て、人の妨げとならず社會の害とならざる範圍に於ての自由、必ず此の制限がなければ秩序と云ふものが立たないから、國憲を重んじ國法に遵ふのは、國民道德上の義務である、即ち公德である、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」——一旦緩急の緩急と申す字は、緩はユルヤカと云ふ字であります、緩は先づ附字の様なもので、急な場合と云ふのと同じ様なものである、一旦と云ふのは或る朝と云ふ譯である、何時出て來るか判らぬ定められない言葉、俗語で申すマサカの時、又諸曲の鉢の木にもある「すは鎌倉」と云ふ言葉が、能く世に用ゐられて居る、一旦緩急は「すは鎌倉」で、すは鎌倉と云ふ場合に、佐野源左衛門常世が第一番に鎌倉に馳付けたと云ふ事でありますが、其の軍勢を狩催した時に、一時の出來心で驅付けたか何うか、決して其の時の一時の出來心で、すは鎌倉の間に合つた

のでない、佐野は口頭から心掛けて居る、まさかの時に出逢つたから馳付けた、これが誠に大切の所であります、それから治に居て亂を忘れず、油斷大敵と云ふ言葉がある、平日から一旦緩急、すは鎌倉の心得を持つて居なければならぬ事であります、一旦緩急と云ふ事は、戦争の事を申す様でありますが、國家に於ては、國家の四圍の状況では、何時國歩艱難に陥るか判らぬ、必ずしも戦を交へる許りでない、如何なる場合にせよ國家危急の際は、先づ緩急と云ふのであります、「義勇公ニ奉ジ」――義と申す字は、義理とか忠義とか分つた事でありますが、己の身勝手を言はないで、斯うするのが正しい道である、此の場合是非斯うしなげばならぬと云ふ時に、身も世も打捨てゝ行くが義である、其の場合に能く差別をして、是非善惡を差別して、此の場合に斯うするが宜い、自分には都合が悪い事でも、此の場合是非共斯うしなければならぬと云ふのが義である、デ勇と申す事は、勿論誰も知つて居る勇氣であります、此の犠牲的精神、身も世も打捨てゝ、國家の爲に働く事は犠牲的精神であるが、如何に其の精神が

あつても、之を實行して効果を奏するには勇氣でなければならぬ、支那の書物の中に斯う云ふ人があります、極めて正直な人で義を重んずる人が、其の國に戦が起つて、御主君に従つて戦に出た、車に乗つて出た所が、戦場の矢叫の聲を聞いて氣絶をして死んだ、それは義があつて勇がないからであります、又日本でも昔は町奴と云ふものが、能く喧嘩に花を咲かしたものである、如何にも勇がある様に見るが、匹夫の勇と云ふもので極めて悪い、其の喧嘩の結果は、罪もない人を殺して而して法律を犯すと云ふ事になる、是は勇がある様で義を知らない、即ち義と云ふものゝ加はつたものが大勇であります、義と云ふものも勇と云ふものも、一つの道理を能く知つて、それから生ずる所の勇氣でなければならぬ、即ち正直から來る勇氣で、それは教育に待たなければならぬ、自分は勇氣がある積でも、其の勇氣は匹夫の勇となり或は血氣の勇となりして、却て妨げがある、義と勇と伴ふ事は大切な事であります、奉公の公は即ち國家を言ふ、國家に御奉公をするのが奉公であります、我が國は天照大御神の神勅

によつて、瑞穂ノ國ハ是レ吾子孫可^キ王^{タル}之地ナリ、寶祚之隆^{ナル}當^シ與ニ天壤ニ無^{ガル}窮^{ナリ}と仰
せられた其の瑞穂國、君は民の心を以て心となし、民は君の心を以て心となす、君民
一體の御國柄、而して瑞穂國の日本國が出来て居る、君と民と國土、此の三つが一體
となつて、日本と云ふものが出来て居るのであります、其の國家に奉公をする、これ
が即ち最も大切な所と考へますが、奉公の仕方と云ふものは、決して昔の御馬前
の討死と云ふ事許りでなく、從軍をして戦線に立つ事のみが、義勇奉公ではない、戦
争の時で申したならば、戦時の財政に盡すとか、或は又軍需品の製造に職工として盡
すとか、或は女に至るまで後援事業に盡すとか、總て義勇奉公になる、平時であつたな
れば、外國に使をして、而して國家の大事な交渉談判に生命を捨て、遣るのも、即ち
義勇奉公になる、故に一身一家を顧みずに、國家本位に奉公をする事であります、木
村長門守は忠臣と謂はれた人ですが、而して中々勇者であります、年の若いに
勇者であります、鴨野口の戦争のみが此の人の勇氣と云ふものでない、茶臼山の本

陣に使を致し、諸大名列座の中へ悠々と坐つた其の時の勇氣は凜々として居る、家康に血判を迫つたが、家康が年を取ると血が薄くなる、斯う言はれるのを聞かぬ振をして、是非共指を刺して血を出さねばならぬ様にして血判を取る、斯う云ふ大事は萬夫不當の大勇であります、是は必ずしも戦争ではない義勇奉公は決して事が一端でない事を知らねばならぬ、デ平生佐野源左衛門の心掛があつて、すはと云ふ場合は、木村長門守の義勇がある、是は平時でも戦時でも必要である、一旦緩急と云ふ時に、サア義勇が欲しいと云つても、義勇を仕入れやうとしてもあるものでない、俄に仕入れられるものでない、義勇と申すのは、平生からの教育修養が必要である、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」——是は前にも申しました通り、寶祚の隆んなる寶祚は御位、天子の御位で、御威光盛に續く事は、天地と窮りなく續くであらうと神勅に仰せられた所から、「天壤無窮ノ皇運」と仰せられた、皇室の御運命であります、之を扶翼すべし、億兆心を一にする、總ての國民の力によつて扶けて、何時までも續くやうにして行か

ねばならぬぞ、皇統連綿萬世一系であらせらるゝ我が皇室の永遠無窮に御代が榮にま
す云ふ事は、列聖即ち御歴代の君徳の大きくあらせらるゝ所であるが、臣民の先祖
より今の世に至るまで、皆忠孝を勵む、斯う云ふ所で此の天壤無窮の皇運を扶翼する
事が成立つて參る事であり、即ち皇運の衰へる時は、我が日本民族の絶へ果つる
時である、我々の國土が焦土となつて、我々の血統が絶へて了つた時はいざ知らず、
我々の子孫我々臣民の在らん限りは、皇室の御代は榮えて、萬世一系に永く續かせら
るゝ筈のものであります、皇運を扶翼し奉るのは、即ち我々大和民族の榮えて行くこ
と云ふ事になるのであります、之が君民一體の君と民とが一つになつて居るお國柄の姿
である。

「是ノ如キハ獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足
ラン」―デ前に「吾ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」と仰せられましたから、爾臣民斯うせよと
仰せらるゝ所にも、天皇に忠とか皇室に忠とか仰せられさうなものであるに、忠の字

はなくて、直に「父母ニ孝ニ」となつて居ります、忠の字は脱けて居るかの如く見ねるがさうでない、此に至て斯様に仰せられてある、「朕ガ忠良」——誠に忠を盡す所の、良と云ふのはお褒めになりまして、順良な良い國民であるのである、忠良と云ふ字が此處に至つて現はれる、「是ノ如キハ」と云ふ事は、何處から何處までをお指しになりましたかと云ふに、「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信ジ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ」から「進ンデ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重ンジ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」まで總てを引括めて、「是ノ如キハ」と仰せられた一旦緩急ある時に、戦争に出て戦をすればそれぞ忠かと申すとさうでない、平日から孝友和信恭儉博愛義勇奉公まで總ての事が出来上つたのは人道を盡すのである、即ち人間の出来上つたのである、是れ即ち皇室に忠になるので、是の如き人間が忠良なる臣民であると仰せられたのであると考へます、尤も此の忠の字が後に出た事に於て、聖意の有難い事が解るのであります、又父母にも孝、兄弟にも睦じい、孝友和信恭儉

博愛と云ふ様な事のあるものでなければ、一旦緩急の際に義勇の心が出る筈はない、即ち忠と云ふ事の盡せる筈はない、支那に於ては孝は百行の本、孝は徳の本と申して、親に孝と云ふ事を最初に立つるが、日本に於ては忠と云ふ事が百行の本になる、忠と云ふ心のあるものは、親にも孝が出来ると云ふ意味合が含まれて居らうかと恐察するのであります、是は朕の忠良の民と云ふ許りでない、「爾祖先ノ遺風」——祖先は斯くくであつたと云ふ美しい風儀を、後々の代までも顯はす事が出来やうぞ、祖先の遺風を顯はすと云ふ事は、日本の國家に於て、家族制度の國に於て、最も大切な事です、ります、子の恥は親の恥、親に恥をかゝせる、是は大不孝に當る、其の反對に子が善い事をする、親の名も出る、それが即ち孝になる、子の代に於て一つの善い事をしたものは、彼の先祖に斯くくの人があつた家筋であるから道理な事だ、其の遺風が残つて居つて、あゝ云ふ立派な事が出来ると、さう云ふ家の歴史も世に現はれる、之が即ち大なる孝になるのであります、此處は即ち忠と孝とを引纏めてお諭しになつ

たので、最も大切な所であります、此の國家に歴史と云ふものがあるからこそ、國家の名譽を損せぬ様に國民が勵む、其と同じく家にも記録がある筈のものであります、近來は頓と家の記録なども衰へて居る、家の記録があれば、それによつて祖先の名を顯はす、子孫の爲にも教訓を残すのであります、家の歴史も國の歴史も同じ事で、る、祖先の遺風を顯彰する事は、國民の大切な事で、先祖を尊敬する事によつて、始めて子孫の繁昌を期待する事が出来ると考へます。

「斯ノ道ハ實ニ吾ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ遵守スベキ所」——「斯ノ道」と仰せられますは、以上お述べになりました御趣意を申上げる、是は歴代の天皇様の詔勅の中には、彼處此處と現はれて居るのであります、其處で明治天皇が、自分の一個の考ではない、皇祖皇宗の御教訓である、斯う仰せられたのは、御謙遜の言葉のみではない、併しながら斯様に人間の道臣民の道を完全具備してお諭になりました事は、此の教育勅語が歴史あつて初めてございまして、是は明治天皇の御盛徳に出づる

事であります、「子孫臣民ノ遵守スベキ所」——子孫と仰せられますのは、皇室の御子孫、明治天皇の御子孫をお指しになりましたので、して、是で見ますれば此の教育勅語は、我々臣民のみが守るものではございませぬ、皇室の御子孫も皆共にお守なさるべき事と仰せられた、御子孫又は臣民にお諭しになる位でありますから、明治天皇御自身には勿論お行ひになつたのであります、「之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」——是は世間では、時勢が變ると道德も變るものだ云ふ様な考を有つて居る人がある様でありますが、それは大なる間違ひであります、昔も今も人と云ふものがある以上、人の行ふべき道德には、其の根本基礎は昔も今も變るものでない、其の手段方法は變るが、併し根本の原則は變る筈のものでない、此處にお諭しになるのは根本原則であります、是は今日の世とても決して變りませぬ、學問教育の最高目的、是も昔も今も變るものでない、其の變らない原則は、之を國內の人に施しても、外國の人に施しても、「中外」——中は内、外は外國、「悖ラズ」——と云ふのは行違はな

い、今日は世が變つたからして、而して別に新たな教育方針が必要かの如くに考へますのは大間違ひである、幾萬代までも、人道の大本、學問教育の最高目的、國民の信條と申すべき教育勅語と云ふものは、變更あるべきものでない、舊い事を好んで新しい事は嫌いと云ふのも宜くない、又新しい事は好きで舊い事を嫌ふのもいけない、事の新舊は問題でない、其の事の善いか悪いか、問題である、今の代の人は、新しき説を嬉しがつて、大なる過を得る事がある、是は能く注意しなければならぬ事でありま
す、デ陋習……明治天皇の五箇條の御誓文にも、悪い習慣などは破らなければならぬと仰せられました、善い美風は保存しなければならぬ事勿論であります、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其ノ德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」——以上は皇祖皇宗の道で、子孫臣民の守るべきものであるから、皇祖皇宗から見れば、其の御子孫たる明治天皇、朕——我自分は、爾——總て國內の臣民と共に、何うか此の皇祖皇宗の遺訓、此の道を大切に實行して行きたいと仰せられたのであります、「拳々」と云ふのは「コブシ」

であります、服膺は胸に持て行く、大切な寶物を両手に捧げて胸の邊に大切に持て居る如く、何時も眼の前に在る、教育勅語を何時も胸に有つて實行する、「威其ノ德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」——即ち君も民も皆其の心掛を同じくして行きたいと云ふ事を願ふと仰せられたのである、德は先づ其の心と見るのが宜しい、前にも「億兆心ヲ一ニシテ」とございますが、君と民と君民一體であるから、君の心を以て民は心となし、民の心を以て君は心となし、而して此の國家を榮わしめたいと云ふ思召と恐察するのでございます。

此の教育勅語は、明治天皇が斯様に言葉の上にお現はしになりました許りでございませぬ、明治天皇御自身にお行ひになりまして、手本を國民にお示しになりました、能く新聞にも明治天皇の聖德は書現はしてあります、皆さんは能くお氣をつけてお讀みになれば此の勅語を明治天皇は實踐躬行遊ばした事が解るのであります、道德上の事は誦^ナばかりではいけません、身に行ふて而して手本を示し、それに倣ふて行く、

斯様な聖君が在しまして御實行になつたものを、國民たるものが實踐躬行——身に行はぬと云ふ事は、誠に畏れ多い事であります、昔は徳治と云ふ、今は法治と申して法律で治めると云ふ風でありますが、昔は徳を以て、君徳を以て民を治められる、其の時代には人君、天子様と云ふものは御自分から言へば尊い天子である、道徳上から見ると教師であるのであります、此の維新後の日本は法治國と云ふ風に申しますけれども、御國の姿は決して法治でなく、列聖徳を以て民に臨み民を治め給ふのであります、其の御國の姿によつて、明治天皇は、徳法併治主義——徳と法と並び取つて治められる、斯う云ふ事では在らせられなかつたらうかと恐察するのであります、如何となれば、一方には即ち文物典章法律も備はりますが、一方には誠に有難い徳が備はりになりました、國民が仰いで手本とする所のお方であらせられたからであります、是は君徳と云ふ事が大切である事を、御自身にもお示しになる、御自身に此の勅語をばお行ひになつて、而して國民に實行をする様にとお諭しになりました、誠に東

邦の聖人、日本の聖人と申し奉るべき御方で、位を以て申せば君、徳を以て申せば尊
き師で在しますと考へる、聖人は百世の師と云ふ言葉がありますが、明治天皇の如き
誠に百代の後までも、師と仰ぐべき大聖人に在しますのであります、此の教育勅語に
就ては、國民が唯形式上に尊敬を拂ふ許りでなく、此の筋合を能く心に會得致しまし
て、平日の修養を積んで實行をしなければならぬ、實行をして而して明治天皇聖恩の萬
分の一にも報ひ奉る心掛がなければならぬ事と考へます。

此の勅語は即ち、今より三十年前、明治二十三年の十月三十日に御發布になりました
のでございますが、其の時代は教育上に於ても餘程方針が區々で、丁度大洋の中に漂
ふて居る船の如き體であつたと考へます、それは御一新後、日本の舊い悪い所は捨て
ゝ善い長所を外國に採ると云ふ事になりましたので、外國から長所を採ると云ふ事に
專一になつた結果、日本の善い所も打遣つて了ふ傾きがあつたので、物質的文明が盛
になつて、精神的文明は片落がする、智育に偏して德育に薄くなつたので、國粹保存と

云ふ議論も其の時代に能く起つたのであります、斯う云ふ風に殆ど方向に迷ふて居た時代に於て、此の教育勅語の出ましたのは、即ち大洋に漂ふて居る船が、燈明臺を望んだ如きものと考へます、此の勅語御發布の後、二十七八年戦役、三十七八年戦役がございましたが、何れも二大戦役に偉大な結果が現はれました、それによつて日本の國運も進みましたが、それは單に物質的文明の賜物でなく、精神的に文明の發揮された効果、即ち教育勅語の賜物であらうと私は存じます、此の度の世界の大戦争、長い間の戦争の結果は、人類の生活状態に動搖を來し、暮し向が難義になりました、生活状態の動搖は延いて思想の動搖を來す様になり、其の波動は日本にも及んで居るのであります、世界が皆不安になり、日本とても誠に喧しい世の中になりました、此の時に當つて教育勅語發布三十年の記念日に逢ひましたのは、此の日に於て新に教育勅語が御發布になつた心持が致します、而して時代に適應した勅語と私は考へます、或る一部の人は、時代が違ふと、道德の事も違ふと申しますが、私の考は左様でない、故

に今日以後は尙更敎育勅語の實踐をお互に心掛けねばならぬと考へます、これで私の講演は大要を終りましたが、餘談として申し置く事は、此の敎育勅語の字句お言葉は、悉く昔の經書歴史の中から出て居るのであります、日本の歴史では日本書紀、經書の中では書經、詩經、易、或は周禮、禮記、論語、中庸、左傳、史記、漢書、左様な支那の經典とも謂ふべき書籍から出て居るのであります、我が日本の上代は、勿論道德、即ち勅語に仰せられました「斯ノ道」……皇祖皇宗の道はございましたが文字がなかつたのであります、之を表はす字がなかつたのであります、口々相傳へて、言傳へて居りましたのを、支那から漢字が這入りましてから、其の字を借りて書物に表はす事になりました、それで名は漢字と申しますが、漢の字でない、之を採用して我が國の道を記す事になつた以上は、此の字は日本の字である、決して外國の字と思ふべきものでない、又支那の聖人、孔孟の經書と云ふものが這入りましてから、其の中に書いてあります道德上の事は、此の皇祖皇宗の道と一致致します所が多いのであります、それ故に

南北朝時代に、南朝の忠臣たる源親房卿と申す方の書かれました神皇正統記には、儒教が我が國の道を助けたと書いてございます、我が國の皇祖玄宗の道と合して、其の道を助けまする孔孟の道、經書と云ふものは、取りも直さず此の教育勅語の文字の出ました書物でありますによつて、教育勅語の注釋と申して宜いのであります、デ私は此の勅語の御趣意、即ち斯の道が能く解る様に致すのには、漢學の書物を讀むべきである、漢學の書物は勅語の注釋になると考へて居る、所が世間の教育界は、舊きを厭ひ新しきを好むと云ふ心からして、經書の如きは打捨てて、講究をするものが少い、私は大に之を嘆息して居る、單に形式上のみに勅語を尊重するのではない、眞に會得をする上には、矢張此の注釋ともなるべき經書を捨つべきものでないかと考へて居ります、デ我々同志胥謀りまして、懷德堂と云ふものを建て、其處で經書の講釋を致して居ります、常に勅語の事を口には致しませぬが、取りも直さず勅語の意味は、何時も其處で講じ明かにし、効果のある様にと心掛けて居る次第であります、是は世間の教育

界の状態とは、餘程異なつて居るかの如く見えますけれども、決してさうではない、人に會得させる上から申して効果は大きいと信するのであります、是は恭しく敎育勅語の大意を講じます序に、私の所信を御參考に申上げて置く次第でございます、淺學なる私が、勅語の御趣意の萬一も説き明らむる事の出來ませぬのは、甚だ恥入つた次第でございますが、茲に謹んで私の考へまする所を申述べて、諸君の御參考に供する次第でございます。

(丁)

(吉田鏡雄謹述記)

寄贈者